

Title	Akkharanukrom Phumisat Thai chabap Ratchabandit-sathan (アカデミー版タイ国地理辞典)
Sub Title	
Author	木村, 宗吉(Kimura, Sokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.3 (1968. 12) ,p.158(496)- 159(497)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19681200-0158

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ら。(1) Maitland, Plucknett 共に、本制定法が専ら対象としているのが Tenant-in-Chief であつたと言つが、本法令の本文には、「全自由人」に Substitution による移譲の自由を認めていたのであつて、これを Tenant-in-Chief を主とするところなき根拠は法文そのものにはなく、逆に、(1) Tenant-in-Chief と Substitution による封土移譲の自由を認めれば、Tenant-in-Chief の土地移譲を国王の許可を条件とした一五六年の制定法は無意味になる。(2) Quia Emptores 制定直後の Tenant-in-Chief の土地移譲の訴訟で、この法令への言及がない。(3) 「全自由人」に移譲の自由を認めているのに、Quia Emptores 以降も、Tenant-in-Chief には移譲の場合には許可制を布いている。以上三点から、むしろ、本令は、Tenant-in-Chief を対象としたものではなかつたとすべきであるとしている。(4) 従来、歴史家は、Quia Emptores は、(Tenant-in-Chief) を含めて「中間領主」の地位の保護を図つたというのがこの論拠は曖昧である。(5) この法令は fee simple のみに関するもので、期限付き保有または限嗣相続封には適用されない。(6) エドワード一世の末年には、所謂「Community of the Realm」が次第に実質をもつて来て、国王と対抗する大貴族は単に自己のみの立場を主張して、Tenant-in-Chief に移譲の自由を要求するかわりに、国王に政治的圧力を加えて許可制の原則はそのままに、もっと緩かに許可を行わせた。

最後に本書について一言申述べれば、中世末期の封建土地法の研究として注目すべき業績であり、国制史、法制史に関心ある者のみならず、経済史家も参考とせられることを望みたい。

(森岡敬一郎)

Akkharanukrom Phumisat Thai chabap
Ratchabandit-sathan (アカデミー版タイ国地理
辞典)

4 vols. B. E. 2506~9, Bangkok.

年代記を読むにあたって、地名辞典が必要なのは言うまでもないが、タイ国地名辞典ともいふべきものが、一九六六年、完結、出版された。すなわち、この「アカデミー版タイ国地理辞典」全四巻である。

一九五四年、ナラーティップポンプラパン殿下を総裁にいただき、プレイヤー・アマーン・ラーチャトン氏を委員長とする委員会が設立され、この編纂事業は進められた。そして、一九六三年、その第一巻が出版された。第一巻は、タイ国の地理概説であり、次のような内容である。

- 一、地勢。
- 二、気候。
- 三、Flora.

四、Fauna.

五、天然資源。

六、交通。

七、民族。

八、風習。

以上のうち、一の地勢の一部分と、七の民族は、プレイヤー・アヌマーン・ラーチャトン氏の執筆である。

第二巻および第三巻は一九六四年に出版され、合わせて一六九三頁、字母配列順による地名辞典であり、本辞典の主要部分である。

以上三巻で完結したのだと思っていたところ、一九六六年に第四巻が追加出版された。第四巻は、各県の地図と各県毎の統計資料、補遺、正誤表等からなっている。各県毎の資料の内容は、

一、地理的特徴。

二、気候。

三、行政

四、自然科学的ならびに歴史的に重要な地点。

五、天然資源。

六、産物。

七、林業

八、鉱業

九、家畜。

十、漁業。

十一、交通。以上である。

なお、別冊として大形九葉の地図からなる地図帖が出版されている。各々の地図は、一、重要な山脈と川 二、島嶼 三、雨量 四、人口密度 五、行政区分 六、鉱業 七、林業 八、道路 九、鉄道、に関するものである。実際に使用してみると、二の島嶼などは非常に詳細で便利である。

第二巻、第三巻の地名の解説は明快であり、掲載されている写真や地図も便利である。が、土地の沿革等については本辞典の性質上、また、おそらくは不明の点多いため、必ずしも充分とは言えない。したがって、そのような問題については、諸史料に基づいて慎重に研究しなければならないこと、当然である。しかし、とまれ、タイ国の歴史の研究に必要な信用すべきタイ国地名辞典が、長年月を費して完成出版されたことは喜ばしい。

(一九六八・五・一五)

(木村宗吉)